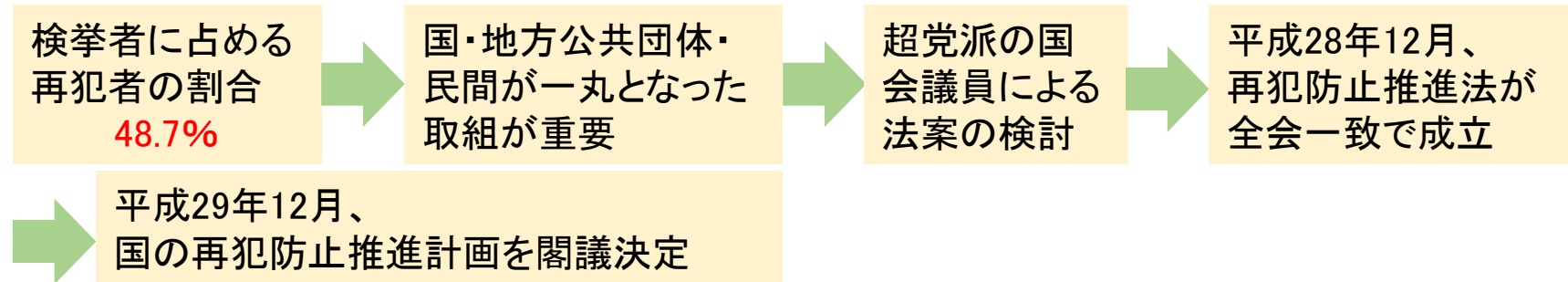


地方再犯防止推進計画の概要

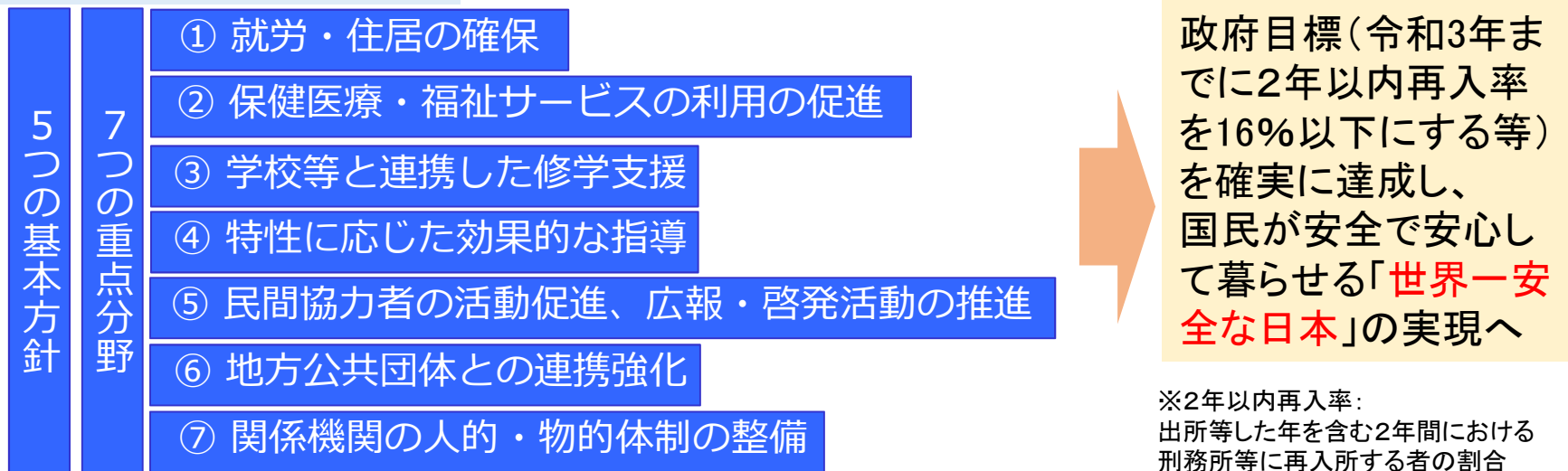
再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）（平成28年12月施行）

- ・国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み（中略）、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的（第1条）
- ・都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）

国の動向



国の再犯防止推進計画（計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間）



地方再犯防止推進計画

計画策定の意義・目的

- (1) 各種施策の総合的な推進
就労、住居、保健医療、福祉等の各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進
- (2) 実施施策の明確化
各施策についての具体的な実施内容等を明確にし、進捗状況の管理を行うとともに、地域住民等に対して、再犯防止施策に関する取組内容等を示す。
- (3) 計画策定を通じた合意形成
これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった分野への再犯防止の視点の反映や庁内での再犯防止施策への理解・合意、さらに地域の関係者全体での合意形成への寄与

取り組むべき課題

- (1) 更生保護ボランティアの活動に対する支援
保護司等の更生保護ボランティアの活動の維持・促進のための支援
- (2) 広報・啓発活動の推進
犯罪予防活動の広報や更生保護ボランティアの活動に関する情報発信など
- (3) 就労の確保に向けた支援
協力雇用主への支援など
- (4) 住居の確保に向けた支援
円滑な住居の確保への支援
- (5) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
高齢者、障害のある者、薬物依存の問題を抱えた者、生活に困窮した者等の必要な保健医療・福祉サービスの速やかな提供
- (6) 修学支援の実施
非行による学校教育の中断に対する支援